

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 FAQ（令和4年9月29日更新）

### <地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付要綱>

問1: 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）とは何か。

- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するために、令和4年度に創設された交付金です。
- 少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備の導入やゼロカーボン・ドライブなど脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とするものです。

問2: 交付金の対象となる「脱炭素先行地域づくり事業」とは何か。

- 「脱炭素先行地域づくり事業」は、一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ達成等を行う「脱炭素先行地域」を実現するための事業です。再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO<sub>2</sub>等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施する効果促進事業を実施することが可能です。
- 「脱炭素先行地域づくり事業」の活用にあたっては、脱炭素先行地域に選定された地域において実施するものであること等の事業の要件を満たす必要があります。

参考：脱炭素先行地域とは（<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>）

問3: 交付金の対象となる「重点対策加速化事業」とは何か。

- 「重点対策加速化事業」は、全国津々浦々で取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる重点対策を複合的かつ複数年度にわたって取り組む事業です。屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備の導入や、地域共生・地域裨益型再エネの立地、公共施設等のZEB化、住宅・建築物等の省エネ性能の向上、ゼロカーボン・ドライブ等を実施することが可能です。
- 「重点対策加速化事業」の活用にあたっては、事業計画内で再エネ発電設備を一定以上導入すること（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他市区町村：0.5MW以上）等の事業の要件を満たす必要があります。

問4: 交付金に申請できる者は誰か。

- 都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合（以下「地方公共団体」という。）が申請することができます。

- 「脱炭素先行地域づくり事業」においては、民間事業者等との共同提案が可能となっていますが、交付金の申請者は地方公共団体となります。
- 民間事業者等は地方公共団体からの間接交付により交付金の交付を受けることができます。

問5: 交付金と交付金以外の国の補助金等を併用することは可能か。

- 交付金と他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを、同一の交付対象設備に対して併用することはできません。
- また、同一の交付対象設備に対して、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方から交付することはできません。

問6: 「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方の事業に、同一の地方公共団体が申請することは可能か。

- 同一の地方公共団体が、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」のそれぞれ申請することは差し支えありません。
- ただし、同一の交付対象設備に対して、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方から交付することはできません。

問7: 交付金の交付期間は。

- 「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」ともに交付金を交付する期間は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画ごとに、交付金の交付を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね5年程度とします。

問8: 「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」の計画あたりの上限額は。

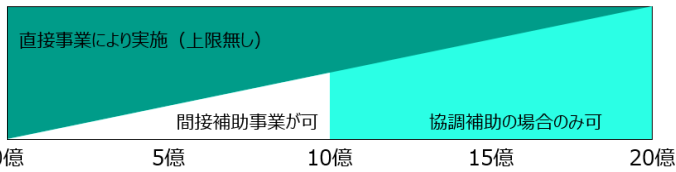
- 「脱炭素先行地域づくり事業」の1計画あたりの交付限度額の上限額は、50億円です。
- 「重点対策加速化事業」の1計画あたりの交付限度額の上限は、20億円です。

そのうち、市区町村については、少なくとも5億円は地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に係る促進区域において実施される再エネ設備導入事業（付帯設備を含む。）に限定することとしています。

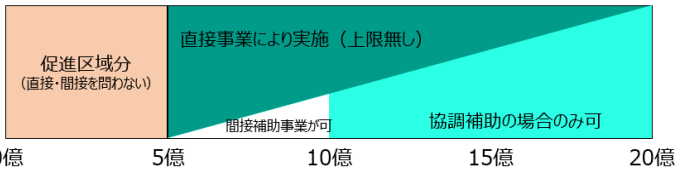
また、間接交付により民間事業者（PPAにより地方公共団体の施設等に設備を導入される場合を除く。）又は個人が事業実施主体となる交付対象事業への交付額の合計が市区町村は5億円、都道府県は10億円までとしています。ただし、間接交付の際に、地方公共団体が、国からの交付額に対して5割以上上乗せ補助（協調補助）を行う場合、この合計額から控除することができます。

(参考)「重点対策加速化事業」の交付額上限額のイメージ

都道府県の場合



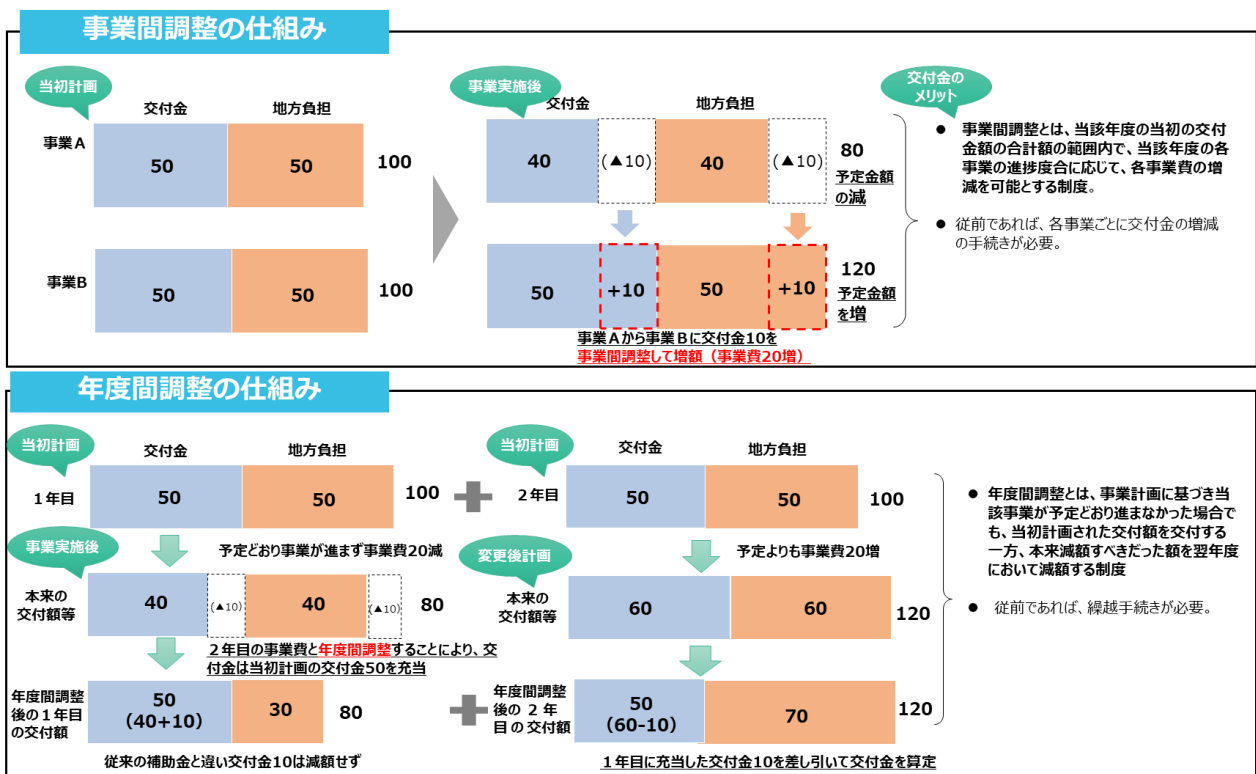
市区町村の場合



問9: 事業間調整及び年度間調整とはどのような制度か。

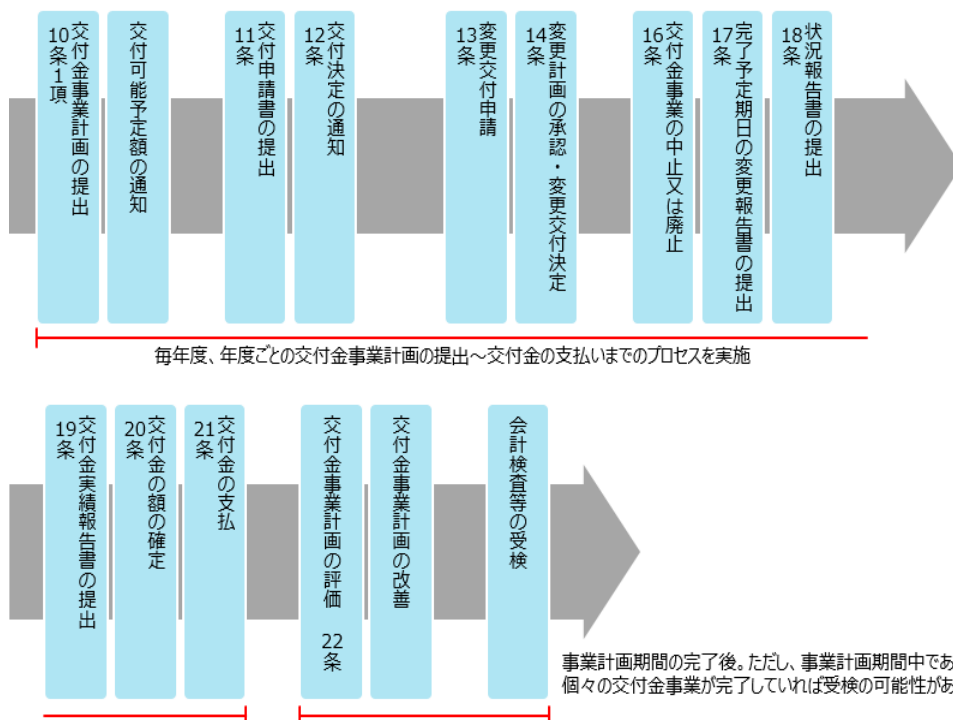
- 事業間調整とは、交付限度額の範囲内で事業計画ごとに掲げられた交付対象事業間で、当年度の交付額を増減（流用）することをいいます。
- 年度間調整とは、交付金の交付決定後に交付対象事業の進捗率が減少した場合、一般的には減少した実績により交付金の交付を受けることとなりますが、このような場合でも、交付決定された額どおりに交付を受けることとし（増額調整）、この交付決定額と減少した実績に基づく交付額の差額を翌年度以降の交付金において減額する（減額調整）ことをいいます。ただし、当該年度に交付された交付金の額が当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限ります。なお、年度間調整を実施した翌年度以降、進捗状況によっては、交付金の返還等を求める場合があります。

(参考) 事業間調整及び年度間調整のイメージ



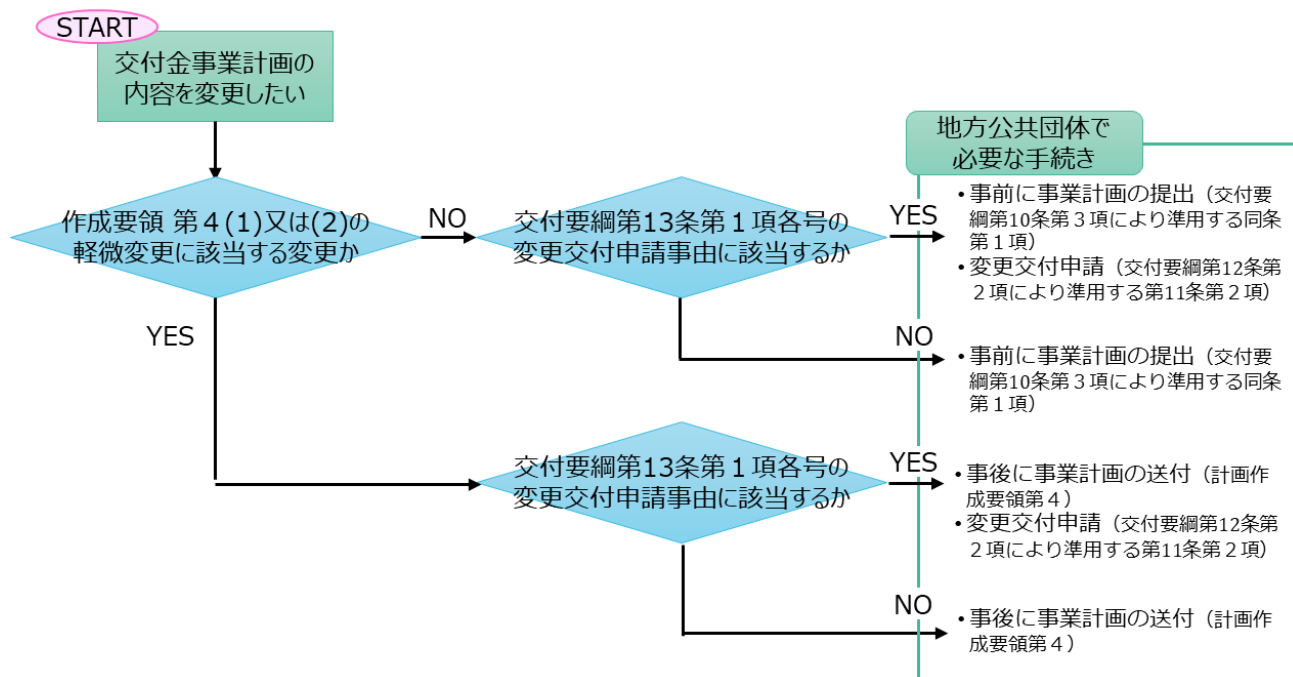
問10: 交付金の手続きはどのような流れとなるか。

○ 交付金の手続きのイメージは、下図のとおりです。



問11: 交付金事業計画の内容を変更したい場合、どのような手続きを行う必要があるか。

○ 交付金事業計画の変更手続きを行う際、下図を参考にしてください。



問12: 交付金により取得した設備等について、交付金事業終了後はどのような点に留意する必要があるか。

- 地方公共団体は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければなりません。
- また、取得価格が単価 50 万円以上の取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」といいます）について、処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））することができません。これらの規定に従わない場合、交付金の返還が必要になることがあります。

問13: 交付金により取得した設備等について、財産処分制限期間内に、譲渡等を行う場合の手続きは何か。

- 「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知）」に基づき手続きが必要となります。
- なお、事業計画の策定時点で、交付の目的の範囲内で譲渡等により所有者が変わることが見込まれている場合は、あらかじめ事業計画に盛り込むことも考えられますので個別にご相談ください。

問14: 交付金事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、交付金の返還が必要か。

- 地方公共団体と非営利法人においては、原則、収益納付は不要です。営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、事業完了後の 5 年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式：収益納付額＝(A－B) × (C／D) －E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0となる場合をいう。

※2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

- なお、実施要領別紙 1（脱炭素先行地域づくり事業）（2）ア（ア）太陽光発電設備の交付要件 g(c)では、「余剰電力を売電する場合は、売電により得られた収入は、当該設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。」としており、

毎月の売電量及び売電収入、収入金額の用途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理する必要があります。

問15: 交付金事業が、計画どおり事業完了できなかった場合はどのようにすればよいか。

- 交付決定を受けた年度の事業が計画どおりに完了しなかった場合には、地方環境事務所長あてに交付金事業の完了予定期日変更報告書を提出していただく必要があります。
- なお、交付金事業計画で計画している事業期間が延長される場合には、事業計画の変更手続きが必要となる場合があります。

問16: 事業完了後、事業成果などの公表が必要となるのか。

- 「脱炭素先行地域づくり事業」については、選定された地方公共団体が、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告し、計画の最終年度末には取組の結果報告をするとともに、外部有識者による評価委員会において必要に応じ、ヒアリングを行うなどして評価分析し、計画の最終年度末に取組の最終評価を行うなど、事業計画の評価を行います。
- 「重点対策加速化事業」については、事業計画の目標の達成状況等について、事後評価を実施し、結果を公表するとともに環境大臣に報告していただくこととしています。

問17: 交付金事業計画に掲げた目標が達成されない場合、交付金の取扱いはどのようなになるか。

- 地方公共団体は、事業完了後においても交付金事業の目標が達成されているか継続的に点検を行い、目標が達成されていない場合は、導入した設備等の運用方法を見直すなどの措置を講じる必要があります。
- 必要な措置を講じてもなお改善が見られない等の場合は、交付金の返還等を求める場合があります。

問18: 脱炭素先行地域において、民生部門の電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロが最終的に未達になるなど、先行地域の目標が達成できなかった場合には、交付金の取扱いはどのようなになるのか。脱炭素先行地域が取り消された場合はどのようなになるのか。

- 脱炭素先行地域に選定された地方公共団体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告いただき、必要に応じて、評価委員会においてヒアリングを行うなどして評価分析し、助言が行われます。また、地方環境事務所等が随時、取組状況をフォローアップすることなどにより、環境省が計画達成のための必要なサポートを行うこととしています。
- その上で、事業計画の最終年度末に、取組の結果を報告いただき、評価委員会にて最終評価を行うこととしており、事業計画が未達成と評価された場合、どの程度の水準まで達成されているかも踏まえて、最終年度以降の追加的な取組の実施を求めることなどが想定されます。
- さらに、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ脱炭素先行地域の取り消しを行うことがあります。脱炭素先行地域の取り消しがされた理由

によっては、交付金の返還等を求める場合があります。

#### <地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領>

##### 問19: 技術開発や実証事業は交付対象となるか。

- 交付金の交付対象となる設備は、商用化されており、導入実績があるものであることとしており、技術開発や実証事業は交付対象ではありません。
- 例えば、ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備については、交付対象外となります。

##### 問20: 調査・設計に係る費用は交付対象となるか。

- 整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）については、交付対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限り交付対象となります。他方で、調査・設計（基本設計・詳細設計等）のみを単独で交付対象とすることはできません。
- また、企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））については、交付対象外となります。

##### 問21: PPA での導入は交付対象となるか。

- PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること及び交付金事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備することが必要です。
- この場合、地方公共団体においては、①交付金額相当額がサービス料金から控除されるものであること、②法定耐用年数期間の満了まで継続的に使用することが確認できること、を満たす必要があり、PPA 事業者に対する交付金の交付額の算定にあたっては、PPA 事業者が設備導入に要した経費を確認して、当該経費に対して交付率を乗じて交付金を交付することとなります。
- PPA 事業者が設備導入に要した経費の確認については、PPA サービス契約に設備導入に要した経費が確認できる条項を入れる、または、PPA サービス契約の締結とは別に、PPA 事業者に対し設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて確認するようにしてください。
- なお、PPA 事業者が設備を保有せず、リース事業者などが保有する場合には、リース事業者に対して交付金が交付されることとなりますが、上記と同様に、リース事業者に対して設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて、設備導入に要した経費を確認した上で、交付金を交付することとなります。

##### 問22: CO2 削減効果はどのように算出すればよいか。

- 既存施設での設備導入にあたっては、二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック

(<https://www.env.go.jp/content/900443893.pdf>)」や「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック (<https://www.env.go.jp/content/900442688.pdf>)」等に基づき、設備導入による二酸化炭素の削減効果を算定してください。CO2 排出係数は、最新の値を用いて算定してください。

- 施設を新築する際の設備導入では、例えば、新築する前の建物と新築する建物を比較したり、標準的な設備の導入を仮定したりするなどし、CO2 排出削減効果を算出することが考えられます。この他、明確な根拠を基にした、妥当性が認められる方法で算定することも可能です。

問23: 設備を設置するために、建物の建築や基礎工事が必要となりますが、交付対象経費として計上することができるか。

- 建物（カーポート本体を含む。）は、交付対象外です。また、建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置などに伴う建築物の躯体などに関する工事も交付対象外となります。

問24: 実施要領 別紙 1（脱炭素先行地域づくり事業）（2）ア（ア）太陽光発電設備の交付要件 g(a)には「需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること」とありますが、これはどのように確認すればよいか。

- 例えば、年に一度、計測器等の数値から自家消費比率を逆算いただき、疑義があるときには、小売電気事業者との需給契約に係る年間の電気料金請求書等・検針票や、毎月の発電電力量の記録等をご活用いただき、状況確認をしていただくこと等が想定されます。

問25: 蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備などを導入する上での注意点は。

- 再エネ発電設備との接続や再エネメニューからの電力供給などが必要となります。詳細につきましては、実施要領をご確認ください。

問26: ZEB や ZEH に際して、太陽光発電設備などの再エネ設備を導入するが、事業計画を作成する上での注意点は。

- ZEB や ZEH に際して、太陽光発電設備などの再エネ設備を導入する際、事業計画には、太陽光発電設備などの再エネ設備と ZEB や ZEH で切り分けて、別事業として、記入する必要があります。一方で、ZEB や ZEH で交付対象となる設備（例：高効率空調機器などの省エネ設備）に係る経費については、ZEB や ZEH に包含して記入してください。

問27: 高効率照明機器の導入する上での注意点は。

- 調光制御機能を有する LED のみが交付対象となります。
- ただし、地域防災計画により、災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではありません。



- なお、地域防災計画により、災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に調光制御機能を有していないLEDを導入する場合は、避難施設等の運営において活用できるものである必要があります。

問28: 効果促進事業とはどのようなものか。

- 効果促進事業とは、CO2 排出削減に向けた設備導入と一体となって、その効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるために必要なソフト事業等で、交付金では、例えば、①再エネ設備を導入した先行地域内の施設で省CO2診断・セミナーを実施、②スマートフォン等のアプリを活用した住民の行動変容を促進、③再エネ発電量やエネルギー消費量の見える化により意識を啓発、④脱炭素先行地域の取組に関する映像資料作成・イベント開催による理解醸成、などが交付対象となり得ます。
- また、効果促進事業を実施する場合、CO2削減効果を定量的に示す必要があります。
- 再エネ電力の購入や電力の環境価値の買い戻しなどは交付対象外となります。